

## 幸区役所来庁者用複写機取扱要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、幸区役所に設置する来庁者用のコインベンダー付複写機（以下、「来庁者用複写機」という。）の利用について、必要な事項を定めるものとする。

### (設置場所)

第2条 来庁者用複写機は幸区役所1階に設置する。

### (利用時間)

第3条 来庁者用複写機の利用時間は、幸区役所の開庁時間とする。

### (複写料金)

第4条 来庁者用複写機の利用料金は一部につき10円とする。

### (収納手続)

第5条 来庁者用複写機の利用料金の収納手続については、川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）に基づき行うものとする。

### 附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。